

ASEANの食品輸入状況について② ～タイ～

ASEANの食品輸入状況の2回目はタイです。ジェトロバンコクの調査によるとタイ人の8割が週に1回は日本食を食べると回答しており、日本食が定着しつつあることがうかがえます。本レポートではタイの日本食事情、タイの食品輸入の規制等についてお伝えします。

◆ タイのマーケット

タイは国策として1960年代より自動車産業の誘致を進めたことから、現在ではASEANの自動車産業の集積地となっており、近年の所得増加につながっています。

タイにおいて月の世帯所得が1万バーツから5万バーツ（4万円から20万円）の世帯が中間層と位置付けられていますが、その割合は2006年から2021年にかけて1.5倍の70%まで拡大しています。

また、2021年の月額可処分所得（1人当たり）は61千円とASEAN 3位の水準です。

（参考：ベトナム：51千円、インドネシア：38千円）

タイの日本食レストランに目を向けると、店舗数は年々増加傾向にあり、首都バンコクでは約2,300店舗を数えます。日本食人気の理由は、タイ人の「健康志向の高まり」があげられ、タイ料理は「激辛」「激甘」「油の多い炒め物、揚げ物」が多い一方で、低カロリー・低脂肪である日本食がタイ人の間では健康に良いとされ、幅広い世代に親しまれています。

◆ タイの食料事情

タイは食料自給率が100%を超える食料輸出国です。国土面積の41%である2,100万haの農地を有しており、これは日本の農地面積の約4.4倍に相当します。米はもちろんですが、飼料となるとうもろこし、さとうきびの生産も盛んであり、タイにおける畜産業（豚・鳥）の発展に寄与しています。

タイの主要産業の一つにツナ缶製造があり、日本からタイへの輸出品目1位であるかつお・まぐろを使用してツナ缶を製造し、世界中に輸出しています。また、牛が農業の手伝いをする事等から、これまでは牛肉を食す文化がありませんでしたが、近年では牛肉のおいしさが認知され、タイでの牛肉消費量が増加傾向にあります。

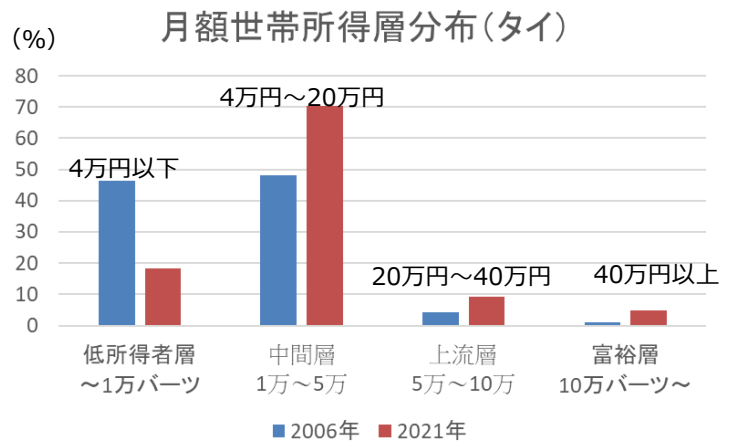
○輸出（日本→タイ）（単位：百万USドル、%）

品目名	輸出額	シェア
かつお・まぐろ	77	17.4
いわし	33	7.5
さば	27	6.1
牛肉	18	4.1
リス混合調味料	16	3.6
総額	441	100.0

○輸入（タイ→日本）（単位：百万USドル、%）

品目名	輸入額	シェア
鶏肉加工食品	1,513	31.1
鶏肉	331	6.8
ペットフード	307	6.3
えび加工食品	245	5.0
冷凍野菜	108	2.2
総額	4,863	100.0

（出典：2021年財務省貿易統計より当行作成）



（出典：タイ国国家統計局より当行作成）

◆ タイでの日本産水産物の販売状況

バンコクにおける有名な日本産水産物の売場は「トンロー日本市場」です。JALグループである「J VALUE」が運営を行っており、現在は航空便で週1回、船便で1カ月半に1回程度、日本の水産物をバンコクに運んでいます。同社で取り扱いのある水産物は、基本的に飲食店・小売店への卸売が中心ですが、トンロー日本市場では一般消費者向けに販売しています。

右の写真は北海道産の冷凍ホタテですが、150g 270パーツ（1,100円）と手ごろな値段で手に入ります。

また、タイの日系スーパーでは「フジスーパー」が有名です。日本人駐在員の拠り所となっているほか、タイ人も観光名所として訪れ、日本の商品を購入しています。

トンロー日本市場の様子（バンコク）



冷凍ホタテの販売（バンコク日系スーパー）



◆ タイでの日本の催事・イベント

2023年9月1日～3日にバンコクの中心部であるサイアムの大型展示会場にて「NIPPON HAKU BANGKOK 2023」が開催されました。本イベントはバンコク最大規模の展示会であり、3日間で12万9千人が来場しました。イベントでは日本の伝統工芸や美容関連など数多くのブースが出展され、食品関連では焼き鳥やお好み焼きなど、24の販売ブースが設けられました。

日本の文化のひとつとして紹介された「かき氷」ブースには長蛇の列ができる等、暑い国ならではの人気がかえりました。

また、右下の写真は「MEGA BANGNA Japan Food Fest」の寿司販売の様子です。タイ人はサーモンが大好きで、寿司屋で多く注文されています。サーモンの他には、タイ料理の濃い味・辛い味に似ているためか、マヨネーズや唐辛子系の調味料をかけた寿司が人気です。



「NIPPON HAKU BANGKOK 2023」



「MEGA BANGNA Japan Food Fest」



◆ タイの食品輸入規制

タイにおける食品の安全管理は、保険省を中心に各行政機関が連携して担当していますが、最も関係が深いのはタイ国食品医薬品承認局（FDA）です。以下にFDAが公表するタイの食品輸入規制について記載します。

品 目	タイの食品輸入規制の内容
肉、肉加工品	<ul style="list-style-type: none"> 動物伝染病法に伴い日本の鶏肉はタイへの輸出が禁止されています。 ハム・ソーセージ等を含む「牛肉、豚肉、鳥肉加工品」も規制の対象です。
水産物	<ul style="list-style-type: none"> 「ピラニア」「電気ウナギ」などの所有禁止品目、「疾病が発生した海水エビ」「ふぐ」「ふぐの肉」などはタイへの輸出が禁止されています。
青果物	<ul style="list-style-type: none"> タイへの輸出禁止品目は「西洋梨」「ビワ」「カボチャ」「ピーマン」「シシトウ」「トウモロコシ」「ジャガイモ」等です。 タイの輸入検疫条件が設定されているもの、植物検疫証明書を取得しているものがタイへ輸出可能となっています。 なお、タイの輸入検疫条件が未設定のものでも、-17.8°C以下で冷凍した青果については、日本でその旨を記載した植物検疫証明書を取得することで輸出が可能となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 日本酒を含む酒類の輸出に際しては、1銘柄1輸入業者（タイ側）のみのFDA登録となっており注意が必要です。 日本のALPS処理水放出に対してはFDA副局長より、タイ保険省は検査基準を定め、食品の安全強化に注力しており、消費者に検査制度を信頼してほしいとのコメントが発表されており、タイ国内でも落ち着いた反応となっています。

◆ 終わりに

タイでは日本食が人気で、かつ広く認知されており、日本食品が受け入れられやすい環境にあります。日本からの食品輸出の際には、タイ人のライフスタイルや好みを把握することに加え、輸出手続き、タイの輸入規制についても理解することが重要です。

実際に海外への輸出・販売を行う際においては、関係機関や各専門家を紹介することも可能ですので、是非弊行本支店までお気軽にご相談ください。

(タイ・バンコク駐在 中村 康宏)

【お問合せ先】
七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】
その他の記事はこちらからご覧ください。
https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。